

利用案内書

1. 首都高速道路 ETC 路線バス割引とは

(1) 概要

首都高速道路 ETC 路線バス割引（以下「ETC 路線バス割引」といいます。）とは、路線バスを運行する事業者（以下「路線バス事業者」といいます。）を対象とした ETC システムの利用を前提とする首都高速道路の通行料金の割引制度です。

ETC 路線バス割引の適用を受けるには、事前に、所定の要件を満たす路線バス事業者から首都高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）への申込及び当社の認定といった各種手続が必要なほか、実際の割引の適用においては諸条件があります。

(2) 割引の額

首都高速道路での ETC 無線通行 1 回に対して、39% の割引率を適用した金額（1 円未満の端数は切り捨て）を割り引きます。

(3) 他の割引との関係

ETC 路線バス割引は、深夜割引を除き、他の割引との重複適用がありません。

ETC 路線バス割引が適用されたご利用分については、例えば、利用区間に応じた割引や、利用した経路による割引が適用されないほか、大口・多頻度割引において、その算定母数には含まれません。

【ETC 路線バス割引を適用した通行料金の例】

例 1) 大型車料金 2,040 円（割引なし）の場合

ETC 路線バス割引額： $2,040 \text{ 円} \times 39\% = 795.6 \text{ 円} \Rightarrow 795 \text{ 円}$

割引適用後の通行料金： $2,040 \text{ 円} - 795 \text{ 円} = \underline{1,245 \text{ 円}}$

例 2) 大型車料金 2,040 円（深夜割引 [20%割引] と重複適用）の場合

深夜割引適用後の通行料金： $2,040 \text{ 円} \times 80\% = 1,632 \text{ 円} \Rightarrow 1,630 \text{ 円}$

ETC 路線バス割引額： $1,630 \text{ 円} \times 39\% = 635.7 \text{ 円} \Rightarrow 635 \text{ 円}$

ETC 路線バス割引適用後の通行料金： $1,630 \text{ 円} - 635 \text{ 円} = \underline{995 \text{ 円}}$

例3) 大型車料金 1,240 円 (環境ロードプライシング割引 220 円適用後) の場合
環境ロードプライシング割引適用前料金: $1,240 \text{ 円} + 220 \text{ 円} = 1,460 \text{ 円}$
E T C 路線バス割引額: $1,460 \text{ 円} \times 39\% = 569.4 \text{ 円} \Rightarrow 569 \text{ 円}$
割引適用後の通行料金: $1,460 \text{ 円} - 569 \text{ 円} = \underline{891 \text{ 円}}$

なお、「路線バス指定の有無」が「無」となっている車両につきましては、車載器の再セットアップが必要となります。再セットアップに掛かる日数を考慮いただきつつ、まずは当社までご相談ください。

3. 各種手続に際してのご案内

(1) 当社窓口

E T C路線バス割引や各種手続に関するお問い合わせは、以下のとおりです。
まずはお電話にてご連絡ください。

首都高速道路株式会社 E T C 路線バス割引係
電話番号 03-4564-4490

(土、日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く平日9時から17時まで)

(2) 申し込まれる方(お手続きされる方)

お申込において、事前に所持いただく E T C コーポレートカードは、「個人又は法人」単位で、あるいは「事業協同組合」の名においてその「組合員」の分について、カード発行会社への利用申込がなされますが、首都高速道路 E T C 路線バス割引につきましては、路線バス事業者から直接、当社へお申し込みいただく必要があります。

路線バス事業者が、事業協同組合の組合員として E T C コーポレートカードの貸与を受けていらっしゃる場合でも、事業協同組合(契約者)ではなく、路線バス事業者(組合員)からのお申込となります。

(3) メールアドレス等のご用意

各種手続に際して、紙面とは別に一部、当社とのやりとりを電子メールで行う必要がありますので、メールアドレスのご用意をお願いいたします。

また、手続資料の中には、Microsoft Excel のファイルを用いるものがあります。これを開き、更新できるパソコン環境のご準備もお願いいたします。

Excel のバージョンは最新のものが望ましいですが必須ではなく、ファイルの拡張子が .xlsx でも、.xls でも、当社の対応は可能です。

4. 各種手続

(1) 新規の利用申込

利用申込にあたっては、以下の期限までに「首都高速道路 ETC 路線バス割引利用申込書（様式第 1）」、「路線認定事項申請資料（様式第 2）」及び「個別認定事項届出資料（様式第 3）」と次表の添付書類を提出してください。ただし、「路線認定事項申請資料（様式第 2）」及び「個別認定事項届出資料（様式第 3）」は、Excel データをメールに添付して提出してください。

当社は、提出された書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該申込を認定し、「首都高速道路 ETC 路線バス割引認定書」を交付します。なお、期限までに申込をした場合でも、提出書類の不備等により利用開始予定日までに認定ができない場合がありますので、早めにお手続きください。

【期限】

利用開始予定日の 2 週間前（当日が土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の場合は前営業日）

【添付書類】

添付書類	備考
経営許可申請書の写し (道路運送法第 5 条第 1 項)	必須
許可書の写し (同法第 4 条第 1 項)	必須
事業計画変更認可申請書の写し (同法第 15 条第 1 項)	申込内容に関する変更がある場合
認可書の写し (同法第 15 条第 1 項)	申込内容に関する変更がある場合
事業計画変更(事前・事後)届出書の写し (同法第 15 条第 3 項、第 4 項外)	申込内容に関する変更がある場合
運行計画設定(変更)届出書の写し (同法第 15 条の 3)	申込内容に関する変更がある場合
その他道路運送法に基づく手続書類の写し	上記添付書類にて申込内容が確認できない場合

(2) 路線認定事項の変更手続

次表の事項に変更が生じる場合には、以下の期限までに「首都高速道路E T C路線バス割引変更申請書（様式第4）」及び「路線認定事項申請資料（様式第2）」と次表の該当する添付書類を提出してください。ただし、「路線認定事項申請資料（様式第2）」は、Excelデータをメールに添付して提出してください。

当社は、提出された書類を審査のうえ、適当と認める場合に限り、当該変更申請を認定し、「首都高速道路E T C路線バス割引変更認定書」を交付します。なお、期限までに変更申請をした場合でも、提出書類の不備等により変更予定日までに変更認定ができない場合がありますので、早めにお手続きください。

【期限】

変更予定日の2週間前（当日が土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の場合は前営業日）

【変更事項と添付書類】

変更事項	添付書類
路線名	・事業計画変更認可申請書及び認可書の写し(道路運送法第15条第1項)又は、事業計画変更(事前・事後)届出書の写し(同法第15条第3項、第4項外) ・運行計画設定(変更)届出書の写し(同法第15条の3) ・その他道路運送法に基づく手続書類の写し(上記添付書類にて変更事項が確認できない場合)
首都高速道路の利用区間	
運行開始日	
運行終了日	

(3) 個別認定事項の変更手続

次表の事項に変更が生じた場合には、以下の期限までに「個別認定事項届出資料（様式第3）」のExcelデータをメールに添付して提出してください。

【期限】

変更が生じた日の属する月の末日（当日が土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）の場合は前営業日）

【変更事項】

変更事項	備考
ETCカード番号 (有効期限を含む)	ETCコーポレートカード番号16桁を6桁・4桁・5桁・1桁の区切りごとに半角で記載してください。有効期限は、月(半角2桁)、年(半角2桁)をそれぞれ記載してください
ETC車載器管理番号	ETC車載器セットアップ証明書記載の車載器管理番号を5桁・8桁・6桁の区切りごと半角で記載してください
車両番号	陸運支局等(全角4桁まで)、分類番号(半角3桁まで)、用途(全角1桁)、一連番号(半角4桁まで)を記載してください 例)品川 999 ん 1234

※届出の際にはご注意ください。

個別認定事項の変更の届出に際しては、変更がある組合せだけでなく、変更がないものを含む、すべての組合せに関する Excel データを提出いただく必要があります。

(4) その他の変更手続

次表の事項に変更が生じる場合には、すみやかに「首都高速道路ETC路線バス割引変更届(様式第5)」と該当する添付書類を提出してください。

【変更事項と添付書類】

変更事項	添付書類
事業者名 (代表者名のみの変更を除く)	事業計画変更の届出の写し(道路運送法施行規則第66条第1項)
事業者所在地	同上
事業者連絡先 (電話番号及びメールアドレス)	不要

※代表者の変更があった場合の当社への連絡、お手続は、どちらも不要です。

(5) 解約手続

E T C路線バス割引の利用の必要がなくなったときは、「首都高速道路E T C路線バス割引解約申出書（様式第6）」をご提出ください。

5. 割引の適用条件

E T C路線バス割引は、以下の条件を満たす場合に、適用されます。

(ア) 個別認定事項の組合せ

通行の際に利用したE T Cカード番号、E T C車載器管理番号及び車両番号が、当社へ申込み又は届け出た個別認定事項の組合せに合致している必要があります。

(イ) E T C車載器セットアップ情報

E T C車載器セットアップ情報のひとつ、「路線バス指定の有無」が「有」となっていることも必要です。

利用申込時にご確認いただく要件のひとつですが、当社の認定後に新たに配備されたバスや、E T C車載器を変えた場合についても、この点漏れがないようご確認ください。

6. よくあるご質問

(1) ETC路線バス割引が適用された通行料金の請求・支払方法は？

ETC路線バス割引の適用の有無に関わらず、ETCコーポレートカードを利用して通行した首都高速道路の利用額は、ひと月分をすべてまとめて当社からETCコーポレートカード契約者に請求します。

請求書の発行は、ご利用月の翌月中旬です。お支払は、請求書記載の期限（原則、請求書発行月の末日）までに、指定口座へお振込みください。

(2) ETC路線バス割引の適用の有無や割引済みの料金はいつ・どこで確認できるのか？

ETC路線バス割引の適用の有無や割引済みの料金は、当社からのETCコーポレートカードに係る通行料金の請求時に確定します。詳細は、ETCコーポレートカード契約者に請求書と併せて発行する利用明細書でご確認いただけます。

事業協同組合の組合員の路線バス事業者は、事業協同組合を通じて利用明細書をご確認ください。

なお、ETC車載器、ETC利用履歴発行プリンターにおいて確認できる内容には、ETC路線バス割引は反映されません。

(3) 渋滞のため認定を受けた首都高速道路の利用区間とは異なる利用をした。ETC路線バス割引は適用されるのか？

上記「5. 割引の適用条件」を満たしていれば、ETC路線バス割引は適用されます。ただし、ご提出いただいている書類で確認できる利用区間と実際の利用区間が著しく異なる場合には、路線バス事業者に対して調査を行うことがあります。

(4) 個別認定事項の申請と異なる状態で通行し、ETC路線バス割引が適用されなかった認定路線バスの通行料金はいくらか？

通常的大型車料金となります。なお、ETC路線バス割引以外の割引（環境ロードプライシング割引や大口・多頻度割引等）は、通常的大型車と同様に適用されます。

- (5) 請求書（利用明細書）を確認したところ、支払ができていない認定路線バスでの利用があったため通行料金を支払いたい。その場合、E T C路線バス割引が適用された料金になるのか？

お申出のあった月の2か月前までのご利用分については、E T C路線バス割引を適用した料金となります。ただし、お申出のあった月から2か月を超えるご利用分については、通常の大型車料金（ただし、上記（4）に記載のE T C路線バス割引以外の割引のうち、大口・多頻度割引を除きます。）となります。

なお、当該通行料金は、お申出のあった月の翌月に送付する通行料金等請求書において調整金として請求します。

※お申出が月初にあった場合、上記「2か月」とあるのは「3か月」と、「翌月」とあるのは「当月」となる場合があります。

- (6) 普段、E T C路線バス割引の適用を受けているE T Cカード・E T C車載器・車両の組合せによって、路線バス以外の用途（貸切や修理点検での移動、教習など）でE T C無線通行をすることはできるのか？

E T C無線通行することが可能です。ただし、普段はE T C路線バス割引の対象となるバスの、路線バス以外でのご利用は、課金車種が特大車となります。

最初の料金所で一般車線又はサポート車線（混在車線も可）を通行し、いったん停車して（E T C専用料金所の場合はインターホンにて）係員に、貸切など路線バス以外の用途で通行するため特大車のE T C料金で通行したい旨、お申し出ください。（E T Cシステム利用規程実施細則第5条）

料金所係員の指示に従い、E T Cカードが車載器に入っていることを確認いただいた上で、そのまま出口までE T C無線通行でご利用ください。

- (7) 車両故障時の代替車や続行便を考慮して、首都高速道路を普段は路線バスとしては利用しないE T Cカード・E T C車載器・車両の組合せを登録しておいてもよいですか？

E T C車載器セットアップの情報のひとつ、「路線バス指定の有無」が「有」となっているE T C車載器（車両）であれば登録いただけます。ただし、認定した利用区間と実際の利用区間が著しく異なる場合には、路線バス事業者に対して調査を行うことがあります。

「路線バス指定の有無」が「無」となっているE T C車載器（車両）は、E T C路線バス割引の適用外であり、登録はできません。

路線バスのセットアップがされておらず、普段は特大車となる車両にて路線バスを運行する場合は、課金車種が大型車となります。

最初の料金所で一般車線又はサポート車線（混在車線も可）を通行し、いったん停車して係員（E T C専用料金所の場合はインターホンにて）に、路線バスのため大型車のE T C料金で通行したい旨、お申し出ください。

料金所係員の指示に従い、E T Cカードが車載器に入っていることを確認いただき、そのまま出口までE T C無線通行でご利用ください。

なお、E T C路線バス割引以外の割引（環境ロードプライシング割引や大口・多頻度割引等）は、通常的大型車と同様に適用されます。

- （8）定期観光バス（乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもので、かつ道路運送法施行規則第10条第1項第1号イの運賃を適用したもの）で、E T C路線バス割引を利用することはできますか？**

利用することはできません。E T C路線バス割引は、主たる旅客が観光を目的とするものでない場合に適用されます。（利用約款第2条第1項第三号）

個別認定事項の認定を受けた車両で定期観光バスを運行した場合は、割引除外する手続を行いますので、首都高お客さまセンター（03-6667-5855 24時間 年中無休）まですみやかに申し出ください。